

平成26年第17回

荒川区教育委員会定例会

平成26年9月12日

於)特別会議室

荒川区教育委員会

平成26年度荒川区教育委員会第17回定例会

1 日 時	平成26年9月12日	午後2時30分
2 場 所	特別会議室	
3 出席委員	委 員 長 委 員 教 育 長	高 野 照 夫 青 山 侖 高 梨 博 和
4 欠席委員	委員長職務代理者 委 員	小 林 敦 子 坂 田 一 郎
5 出席職員	教 育 部 長 教 育 総 務 課 長 兼 教 育 施 設 課 長 学 務 課 長 指 導 室 長 地 域 文 化 ス ポ ー ツ 部 長 生 涯 学 習 課 長 複 合 施 設 準 備 室 長 図 書 館 課 長 書 記 書 記 書 記 書 記	五 味 智 子 丹 雅 敏 佐 藤 淳 哉 小 山 勉 池 田 洋 子 北 村 美 紀 子 堀 裕 美 子 小 堀 明 美 大 谷 実 中 村 栄 吾 湯 田 道 徳 宮 島 弘 江

(1) 審議事項

議案第36号 「区内祭礼を中心とする伝統行事に係る文化財保護のあり方について」の

荒川区文化財保護審議会答申について

(2) 報告事項

- ア 学校パワーアップ事業の成果報告および実施計画について
- イ 平成26年度全国学力・学習状況調査の調査結果について
- ウ 「家族の日」の荒川ふるさと文化館の無料入館について
- エ 平成26年度社会教育関係団体への補助金について
- オ (仮称)荒川二丁目複合施設建築工事請負契約に係る議案の提出について
- カ (仮称)荒川二丁目複合施設の施設名称について
- キ (仮称)吉村昭記念文学館友の会設立について
- ク 区議会定例会・9月会議について

(3) その他

委員長 ただいまから、荒川区教育委員会第17回定例会を開催いたします。

出席委員数の御報告を申し上げます。本日は3名出席でございます。

会議録の署名委員は、青山委員及び高梨委員をお願いいたします。

教育長、ごあいさつをお願いいたします。

教育長 本日の教育委員会、どうぞよろしくをお願いいたします。昨日、本日と9月の本会議が始まってございまして、委員の先生方には日程の御調整を直前になってさせていただいて申しわけございませんでした。どうか本日の会議よろしくようお願い申し上げます。

委員長 ありがとうございます。では、5月9日開催の第9回定例会及び5月23日開催の第10回の定例会の会議録につきましては、前回の定例会で配付し、確認をしていただきました。本日、特に委員から意見等がなければ承認したいと思います、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

委員長 それでは承認いたします。

また、6月13日開催の第11回定例会の会議録が机上に配付されております。次回の定例会で承認についてお諮りしたいと思いますので、次回までに確認し、何かお気づきの点がございましたら、事務局まで御連絡ください。

それでは、本日の議事日程に従いまして議事を始めます。よろしくをお願いいたします。あらかじめ送付した開催通知には、審議事項が1件、報告事項が7件として御案内していましたが、本日は御手元の次第のとおり報告事項を1件追加させていただきました。なお、本日は案件が多いので、事務局には簡潔な説明をしていただきたく、そして円滑な進行に御協力をお願いいたします。

では初めに、議案の審議を行います。議案第36号「『区内祭礼を中心とする伝統行事に係る文化財保護のあり方について』の荒川区文化財保護審議会答申について」を議題といたします。事務局より議案の御説明をお願いいたします。

生涯学習課長 それでは議案第36号「『区内祭礼を中心とする伝統行事に係る文化財保護のあり方について』の荒川区文化財保護審議会の答申について」でございます。

提案理由でございます。平成26年5月26日付で荒川区文化財保護審議会に諮問した上記の件について答申を得たためでございます。

答申内容でございます。区内の寺社、マチ、イエの伝統行事は、地域の歴史や文化を知る上で貴重であり、区の文化財として保護すべきものが含まれていると予想されます。また、区内の神社の伝統行事・祭礼には、江戸時代の縁起の中に記載されている事例も認められるが、地域社会の変化の影響を受け変容する可能性があることから、現行の伝統行事に対する

総合調査を計画し早急に実施すべきである。その上で、荒川区文化財保護条例第2条に規定された無形民俗文化財、「衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能又は民俗技術で生活の推移の理解のため欠くことのできないもの」として、登録・指定すべきか、慎重に検討を加える必要がある。という内容でございます。

今後の予定でございます。答申の内容を受けまして、区内祭礼等伝統行事総合調査計画を策定し、調査を実施し、文化財として保存すべきかを検討する予定でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。今の説明につきまして御質疑ございますでしょうか。

青山委員 「慎重に」とはどういう意味なのでしょう。

ふるさと文化館長 これまで国の文化財保護、それから都、市区町村につきましても、特に神社祭礼の神事などにつきましては、文化財保護の対象から外してきたような経過があります。ただ近年、他県の状況とかを見ますと関東近県でも、神奈川県ですとか千葉県などで神輿の渡御の文化財指定をもう実施しております。それにつきましてはもちろん歴史的な背景、それから地域での伝統行事としての価値ですとか、そういったものを十分に審議した上での指定だそうですので、私どもの対象は神社ですと5社あると思いますけれども、そちらの祭礼を歴史的な背景、それから現行の民俗行事としてどのような内容かというのを十分に調査させていただいた上で、審議会の先生方に検討していただくということで考えています。

「慎重」とはそういったことなのです。

青山委員 それは宗教だからということなのですか。

ふるさと文化館長 仏教ですとか神道とかございますが、特にこれまでの歴史的な文化財保護の経過から考えますと、神道の神事につきましては、例えば山車祭礼の山車の渡御だけを抽出して指定してきたり、氏子祭りのところだけを抽出して指定してきたという歴史がございます。

ただ、先ほどもお伝えいたしましたが、例えば東京都の府中市の「くらやみ祭」につきましては近年、都の指定文化財になりましたけれども、これは祭礼全体を指定対象にしています。そういった事例もございまして、荒川区においても人口の移動が激しいですので、行事自体が変容する前にまず調査をさせていただいて、文化財指定になり得るものかどうかを先生方に審議していただきたいと考えております。

青山委員 渡御を指定するのだったら、渡御は御霊入れをしたものを渡御するのですから、そこだけ取り出すのはあり得ないですね。

ふるさと文化館長 はい。実際に山車も実は御霊が入っている状態なのですね。ですから今までの国の文化財の考え方も「この部分だけ」という形で恐らくやってきた経過があります。

青山委員 憲法が政治や行政と宗教の分離を決めているのは、要は宗教が政治や行政に介入するのを防ぐためであって、それから特定の宗教に対して政治や行政が利益を与えるということを防ぐためです。神輿だとか村祭りとか、今、まちで祭りが再び盛んになっているわけですが、そういうものは大体「神社が」というよりも町会単位で「みんながお金を出してあって神輿を購入して」みたいなことが多いですから、宗教とは少し違うのですよね。

ふるさと文化館長 逆に地域のコミュニティの核になり得る役割を果たしておりますので、その辺も調査の対象としてまいります。

青山委員 そういう時代の変化に従って、ということなのですね。この「慎重に」というのは慎重に積極的に検討するのですか。

ふるさと文化館長 やはり100年以上の歴史若しくは古文書ですとかの裏づけがあるということも前提になっておりますので、すべてがというわけでは。

青山委員 祭りというのは、もともとコミュニティなのですよね。

イギリスなんかだと地方制度の自治体は教区なのです。パリッシュですよ。正式に法律で決めています。議会を設置して議員を選挙すると、町会の役員ですけど、選挙すると決めていますよね。あれは、もともとはイギリス国教会ですからね。

ふるさと文化館長 5地区ございますので、すべての神社さんの調査をさせていただいて、やはり比較検討していかないといけないかと考えています。

青山委員 それが「慎重に」という意味ですね。

ふるさと文化館長 それもあります。

青山委員 政教分離じゃなくてね。

ふるさと文化館長 地域ごとの祭りがございますので。

委員長 今、宗教の話をしていましたけれども、お寺の、例えばお葬式の様式なんかとってもおもしろい民俗学的な要素で、昔は家で集まってやったのから今は変わっているでしょう。あれだってもしかすると民俗学的な風習の推移であって、残しておくことが大切、お葬式がいいかどうかはわかりませんが、そういうことがあるかもしれません。

ふるさと文化館長 記録としては既に葬式ですとか、結婚式とか民俗調査の報告書を出しておりますので、その時点での記録保存としてはやっております。

今回の保存についてはむしろ登録指定になり得るかという、もう少し条例上の登録指定を前提に考えているところでございます。

委員長 登録できるような民俗学的な事項をきちっと掘り起こしてもらって、それからその価値があるものについては、しっかりと保存していただければと思います。

青山委員 それから「マチ」とか「イエ」が書いてありますけれども、これは衣食住とか生業

とか年中行事のことを言っているのですか。

ふるさと文化館長 そうですね。まずは神社祭礼をと考えておりますけれども、ほかにも荒川区は都市ですけれども、まだ古くからの行事をやっているお宅もございますので、そういったものも補足していきたいと考えております。

青山委員 わかりました。

教育長 今の御説明では別に神社に限らず、お寺の行事だとかも含めて調査しますということですが、5社にしても元三島は神社自体は区外にありますよね。

ふるさと文化館長 そうですね。元三島につきましては神社が区外です。

教育長 だから調査といってもその祭り全体を指定するわけにもいかないし、その一部分ということなのだけれども、その一部分の切り分けというのは具体的にはどんなふうにしていくのですか。

ふるさと文化館長 これも荒川区の場合は氏子域が台東区にまたがっているのが、諏訪神社、素盞雄神社、石浜神社とありまして複雑なのですけれども、基本的には核となる神社が荒川区にまずあるということがベースになってしまうかなと思うのです。ただ、氏子さんたちの気持ちですとか荒川区の民俗行事を記録するという観点からいえば、元三島神社の祭礼につきましてもきちんと調査すべきかと考えております。

教育長 それと総合調査計画を策定するというので、今のところ所管としての目途はどのくらいの期間をかけて調査するのですか。

ふるさと文化館長 陰と本祭りがそれぞれありまして、これを両方となりますと、長期になるのですけれども、全部終わるのは多分8年ほどかかってしまう可能性はあります。

ですから、先ほど全5地区やりますと言いましたけれども、ものによっては早急に諮問の対象になる可能性のあるものも出てくるかと思えます。

教育長 全体がまとまってから答申というか、またかけるというのではなくて、その時点で一定程度調査が完了したものについては、適当であればその時点で文化財にしたいということですか。

ふるさと文化館長 それで先生方に判断を委ねるという形になるかと思えますけれども、また祭礼はその日ではないと調査ができないというのがございますので、そちらの方の計画もしつつ、進められればと考えております。

委員長 都電は文化財になっているのですか。

ふるさと文化館長 文化財としての指定は多分なっていませんね。都電の記録は東京都の交通局さんとか社史のような形でとってらっしゃいますが。

青山委員 この辺は文化財ではなくて、あくまでも都民の足として主要な交通機関で、荒川区

は一生懸命いろいろな行事を都電についてやっていますので、その意味でも無視できない存在だと思います。

委員長 活発な議論をありがとうございました。

では、議案第36号につきまして意見はございますか。

青山委員 調査は相当長期間かかるとは思いますけれども、考え方がある程度煮詰まったら、ぜひ積極的に速やかにやっていただいた方がいいと思います。世間で誤解があるのですけれども、神社とかお寺というのは収入に対してその神社やお寺に対する収入は課税されないのですけれども、そこから神主さんや住職さんがいただく生活費については課税をされて、私たちと同じように所得税、住民税を払っております。そういう意味ではそんなに潤沢ではないので、せめてこういう文化財指定という形でそういう面からの評価をするということもすごく大切なことだと思いますので、ぜひ速やかにやっていただけるといいと思います。

委員長 議案第36号につきまして、意義はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

委員長 ありがとうございました。話が広がってしまいましたけれども、ただいまの議案第36号「『区内祭礼を中心とする伝統行事に係る文化財保護のあり方について』の荒川区文化財保護審議会の答申について」は原案のとおり決定いたします。ありがとうございました。

次の事項に移ります。「学校パワーアップ事業の成果報告および実施計画について」御説明をお願いいたします。

指導室長 件名でございます。「学校パワーアップ事業の成果報告および実施計画について」でございます。

骨子といたしまして平成25年度「学校パワーアップ事業成果報告書」及び26年度「学校パワーアップ事業計画書」がまとまりましたので、御報告するものでございます。

内容につきましては、1の本事業の概要でございますが、校長の予算執行上の裁量権を大幅に拡大し、各学校の教育活動の活性化を図るために、平成20年度より次の3つの柱により取り組みを進めているところでございます。

(1) 学力向上マニフェストでございます。教員の授業力向上策や子どもの学力向上策など、教育委員会の査定を踏まえまして1校80万円令達させていただいております。

(2) 創造力あふれる教育の推進でございますが、各校の特色ある教育活動をより充実・活性化させるために1校100万円の予算令達をさせていただいております。

(3) 未来を拓く子どもの育成といたしまして、学校の提案による優れた特色ある企画・実践に対して、教育委員会が査定して令達させていただいております。

2の平成25年度の成果報告書についてでございますが、「学力向上マニフェスト」の成

果事例としまして、例えば学校独自の作文コンクール、言語力検定、そのような取り組みをしている学校がございます。

創造力あふれる教育の推進の成果事例に関しましては、調べ学習を充実させたり、農場で酪農体験を行っている学校の事例がございます。

裏面にいっていただきまして、未来を拓く子どもの育成の成果事例といたしまして、「校内ハローワーク」、道徳授業地区公開講座の充実などがございます。

3の平成26年度の計画書についてでございますが、特に4点特色がございます。1点目は「あらかわ寺子屋」の事業の充実をするための報酬費に充てているものでございます。

2点目といたしましては、タブレットPC、電子黒板、教育ネットワークを活用した教育活動を推進するために、充実させている学校がございます。

3点目は、学校図書館のさらなる活用を図るために計画を立てている学校がございます。

最後4点目でございます。茶道、弓道、日本の伝統的な音楽等の伝統文化理解教育の推進を特色として挙げている学校がございます。

以上、そのような形で御報告申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 ありがとうございます。ただいま荒川区の目玉でもあります学校パワーアップ事業の成果および計画について御報告がありました。どなたか御意見ございますでしょうか。

教育長 若干補足で説明させていただきます。様式でございますけれども、今回このように3分冊にいたしましたのは、来年度も方法を考えようかと思っているのですけれども、各学校において、計画、学校方針の分析等しているのですけれども、余りに字が小さくてちょっと保護者の閲覧に供するのに見にくいという御意見がありました。結果的に3分冊になってしまったのですけれども、公開を前提として作成いたしておりますので、見やすいように様式を改めさせていただきます。とりわけ26年度の学校のパワーアップ事業計画書については各学校ごとに全体構想と学力の結果分析ということで区の学力調査や東京都の学力調査を受けて各学年ごとに全体との差、それとその差がどこから出てきたのか、そしてまたそれを受けてどのような指導を今年度実施する考えでいるのか、というような具体的な方策についてもわかりやすく記述をさせたところでございます。以上でございます。

委員長 ありがとうございます。例えば、最近では成績の悪い学校を公表するしないといった、静岡県の話とかがありますけれども、荒川区では学力調査の結果を受けて、今回のパワーアップなどでフォローをするのでしたでしょうか。

教育長 委員長がおっしゃられるように、昨年全国的に、静岡県の県知事と県の教育委員会との間で全国学力調査の結果が芳しくなかったことを受けて、学校名ですとか校長名の公表をするしないのというところで若干齟齬があったというマスコミ報道がなされてございました。

それを受けて文部科学省で都道府県の教育委員会を通して私どもにも文部科学省の方針というものが示されました。それには学力調査の結果について公表する公表しないについては区市町村の教育委員会の決定によるということなのですけれども、ただ一律に学校名を挙げてその数字のみの公表については不適切であるとなっています。

指導室長 文科省の文言でございますが、「公表内容・方法などは、教育上の効果や影響などを考慮して適切なものとなるように判断する。単に平均正答率等の数値のみの公表は行わず、分析結果をあわせて公表する。また、分析結果を踏まえた改善方策についても公表する。市町村の教育委員会において個々の学校名を明らかにした結果の公表を行う場合は、当該校と公表内容・方法について事前に十分相談する。なお、平均正答率等の数値を一覧にしての公表や各学校の順位づけは行わない。児童・生徒の個人情報の保護や学校・地域の実情に応じた必要な配慮を行うこと」

このように書かれております。

教育長 次の報告案件に関連してしまうのですけれども、荒川区では従前からそのような考え方で学校パワーアップ事業、区の学力調査、東京都の学力調査結果等についてはこのパワーアップ事業の計画書の中できちんと分析をした上で公表してございます。

委員長 ありがとうございます。

青山委員 このパワーアップ事業の計画書全体の整理の要点が4点書いてありますけれども、寺子屋、タブレット、図書館、伝統文化と、非常にバランスがとれていていいと思います。

委員長 それからタブレットについては、荒川区は今年度から本格的に導入したわけですがけれども、4年前からICT教育を進めてきた韓国で反省みたいな意見を言っていましたね。我が国は事情が違いますから、あれはあれとして僕はどんどん推進すべきだなと思いました。来年度の計画に含めてよかったですと思います。

教育長 委員長のおっしゃった番組については、私も見ましたけれども、あのマスコミ報道とおりですと韓国では、すべての授業で一律に使うということを前提にして授業を構築していたとのことでした。荒川区ではタブレットが効果的に使えるものについては活用する考えであり、無理にタブレットを何が何でも使うのだということにはならないと思います。

委員長 それからあのとき、韓国の小学校の先生が言っていました、やっぱり書くということ。それに関して議会からも質問がありましたよね。「ものを書いた方がいいのではないか」とか、その辺のところも授業に入れていただいた方がいいと思います。では次にいきます。

「平成26年度全国学力・学習状況調査の調査結果について」御説明をお願いいたします。

指導室長 件名は、「平成26年度全国学力・学習状況調査の調査結果について」での第一報

でございます。

骨子といたしましては文部科学省が実施した平成26年度全国学力・学習状況調査の調査結果について報告するものでございます。

内容につきましては、実施日は、今年度、平成26年4月22日でございます。対象は小学校6年生及び中学3年生でございます。実施教科は国語、算数・数学でございます。問題の種類といたしましては、「知識」に関する問題と「活用」に関する問題でございます。

調査結果の概要はそこに記載させていただいてございます。小学校に関しましては国語A、国語B、同じく算数A、算数Bすべて全国平均を上回っております。また、昨年度と比較しましてもすべての項目について上回っております。

中学校でございます。同じように国語A、国語B、数学A、数学Bでございますが、全国平均よりは下回っているのですが、すべて昨年度よりもその差が縮まっております。昨年度に比べまして子どもたち頑張ってくれており、また、教員も頑張って指導していたというようにとらえております。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。御意見ございますでしょうか。

青山委員 詳細な結果というのはいつごろ出てきますか。

指導室長 今、分析しているところでございまして、昨年度との差等は今、御報告申し上げます。一校一校等の分析に関しましては今行っているところでございます。

委員長 ありがとうございます。

小学校はいいけれども、昨年、中学校はあんまりよくなかったのですが、上がってきてうれしく思います。

教育長 補足させていただきます。小学校の国語なのですけれども、東京都の平均よりも国語Aについては0.1点、国語Bについては0.7点高くなっておりまして、即断はできませんけれども、この間荒川区で読書活動の推進ですとか、国語大好きというようなことで習熟度別学習を積極的に進めてきた成果が、もしかしたら表れているかと思っています。

算数Bについて東京都平均より0.7ポイントまだ下回っていますので、小学校については、全体的には東京都平均より0.1ポイント高いのですけれども、引き続き算数の応用についても重点的に行っていく必要があると思っています。

中学校については今、委員長から御指摘いただいたように、私立中学校とか国立中学校に行ってしまう生徒がいることは事実ではございますけれども、小学校で基礎を学んだ中学生たちがより確かな学力を身につけてもらえるように指導していきたいと思っております。

委員長 現場の先生にもう一つ奮起してほしいと思います。ありがとうございました。

では、よろしいですか。続いて「『家族の日』の荒川ふるさと文化館の無料入館について」の御説明をお願いいたします。

生涯学習課長 「『家族の日』の荒川ふるさと文化館の無料入館について」でございます。

骨子でございます。第1回荒川ふるさと文化館企画展「モノ・道具・暮らし展 昔の暮らしを調べてみよう」の観覧について、中学生以下の子どもと一緒に来館した家族を対象に入館料を無料とするので報告するものでございます。

内容でございます。無料とする日及び対象者でございます。11月16日日曜日、家族の日となっております。11月の第3日曜日になります。対象者といたしまして荒川区在住の中学生以下の子どもと一緒に来館した家族でございます。

無料とする理由でございますが、小学校3・4年生の社会科の「新学習指導要領・生きる力」にございます古くから残る暮らしにかかわる道具、それらを使っていたころの暮らしの様子について調べ、大人と子どもと世代間で交流しながら学習できることを目的に入館料を無料とするものでございます。

平成26年度第1回の企画展は、以下の記載のとおりでございます。ポスターを机上に配付してございます。白黒になってございますが、これがカラー版の企画展のポスターでございます。ここで承認されましたら、このポスターを印刷したいと思っております。

説明は以上でございます。

委員長 「家族の日」の無料にするという御報告でございます。御質問等ございますか。

教育長 ふるさと文化館は年間を通していろいろ企画をやっているではないですか。11月の第3日曜日って毎年ありますけど、これは毎年毎年、教育委員会が認めなくてはいけないのでしょうか。それともふるさと文化館の企画展について、11月の第3日曜日の「家族の日」は、家族と一緒にだと無料ですよということにするのですか。

生涯学習課長 そうですね。その方向でいきたいと思っています。

委員長 では、そういうことで次に移ります。

次に「平成26年度社会教育関係団体への補助金について」の御説明をお願いいたします。

生涯学習課長 「平成26年度社会教育関係団体への補助金について」御報告いたします。骨子でございます。平成26年度社会教育関係団体補助金の交付に当たりまして、社会教育法第13条の規定に基づきまして社会教育委員の会議で意見を聴取したところ、下記のとおり了承されたので報告するものでございます。

内容でございます。まず生涯学習課所管分、1番から5番までは女性団体ということで5団体それぞれ10万円ずつの補助金でございます。6番は少年団体指導者連絡会、荒少連という団体で30万円。7番は荒川区青年団体連絡会、荒青連という団体で25万7,

000円でございます。8番、9番も少年キャンプにつきましては、これは123万円は海外（うみのそと）キャンプの、伊豆大島に8月に行ってまいりました補助金でございます。子ども会大会はこれから秋に向けて行う荒少連主催の事業でございます5万円。荒少連50周年事業でございますが、発足50周年の事業費ということで式典も来年の2月に開催しますので、そういう準備期間で式典の費用も含めた事業費で80万円でございます。海外キャンプにも少し使うということも聞いております。荒川青年大会これも今年の3月に25年度は開催しましたが、95万円でございます。12番から19番までは地域の教育力向上事業ということで子どもを核にした子コミュニティ事業の補助金でございます。8団体でございます。金額は記載のとおりでございます。

裏面を御覧ください。こちらは教育総務課所管分でございます、PTAの分担金相当の補助金で記載のとおりでございます。3番から11番、9校ですが、合宿通学の補助金80万円でございます。

3でございます。スポーツ振興課所管分でございます、「わんぱく相撲荒川区大会」「鉄人レースイン汐入」ということでこの事業の補助金、記載のとおりでございます。

報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

青山委員 これについての補助金の過不足の現場の声はどのようなのですか。

生涯学習課長 限られた予算の中でやっていただくということをお願いしております。お金ではない部分の支援は御相談に乗っております。お金については限られた中で事業を実施していただくということをお願いしております。

委員長 よろしいですか。では、次に「（仮称）荒川二丁目複合施設建築工事請負契約に係る議案の提出について」御説明をお願いいたします。

複合施設準備室長 骨子でございます。複合施設につきましてはこれまでも懇談会報告書から基本計画書、基本設計など節目節目におきまして教育委員会で御報告をさせていただいておりましたが、このたび建設の計画がまとまりまして、建築工事の議案を上程することとなりましたので御報告するものでございます。

内容でございますが、（仮称）荒川二丁目複合施設を新たに建設するため、建設工事に係る請負契約を締結するものでございます。

工事の概要は記載のとおりでございます、工期は契約締結日の翌日から平成29年1月31日まででございます。

契約金額は、41億4,072万円でございます。

契約の相手方でございますが、熊谷・坪井・東建設共同企業体でございます。

今後、本件につきましては9月議会に上程しておりますので、議会の議決を賜りました後

に正式な契約を締結し、速やかに着工したいと考えております。

報告は以上でございます。

委員長 ありがとうございます。御質問ございますか。

契約はまだ終わっていなかったのですか。

教育長 春に入札が不調となっていました。

委員長 そうだったのですか。設計変更したりいろいろしましたよね。

青山委員 今7割ぐらい建築費が高騰しているというところもあります。1回では落札していただけないですね。

委員長 契約金額、この金額でしたか。

地域文化スポーツ部長 もともとこの程度の金額で予算としては計上しております。

青山委員 同じ時期だと墨田区の北斎記念館なんかは、増額補正をして契約しているのがありますよね。

教育長 最終工期もずらさないで済みましたか。

複合施設準備室長 工期は若干後ろにずれております。あと工期も延ばさせていただいていますので、10月竣工の予定が1月の終わりという形になると思います。

委員長 2年を超えますね。

複合施設準備室長 約28カ月になります。

青山委員 オリンピックはこれからですから、その前に大体終わるのでいいのではないかと思います。

教育長 オリンピック近くになるともっと高騰してしまうかもしれません。

委員長 よかったですね。金額は税込ですか。

複合施設準備室長 税込でございます。

教育長 10パーセントを見込んでいたのですか。

地域文化スポーツ部長 いえ、これはまだ8パーセントです。

委員長 よろしいですか。では次に移ります。「(仮称)荒川二丁目複合施設の施設名称について」御説明をお願いいたします。

複合施設準備室長 骨子でございます。(仮称)荒川二丁目複合施設の施設名称を募集し選定するというものでございます。

目的でございますけれども、複合施設を開設前から広く区内外に周知し、区民の皆さんに長く愛され、親しまれるよう施設の名称を選定するものでございます。

選定方法でございますが、全国から複合施設の名称候補を募集し、その中から複合施設の名称選定委員会によって区民投票に付す候補を選び、区民投票の結果を踏まえ、選定委員会

で施設名称を決定するものでございます。

名称候補の募集でございますが、全国公募と考えておりまして、約1カ月間、名称と名称の理由等をあわせて募集させていただこうと考えております。

区民投票の実施でございますが、選定委員会で候補を選んだものから1点を選んで区民の方に投票をしていただこうと考えております。実施場所は区役所、区民事務所、図書館、区立小中学校等を考えております。これも実施期間は1カ月と考えております。

記念品といたしまして、最終決定をした名称の応募者に1万円程度の図書券と区の伝統工芸品約2万円相当のものを贈呈する予定でございます。

選定委員といたしましては区長を委員長としまして7名程度の委員で構成を考えております。

今後、9月19日の文教・子育て支援委員会に御報告と9月下旬に選定委員会を開催しまして、最終的には2月ぐらいには名称を決定したいと考えております。

説明は以上です。

委員長 ありがとうございます。御質問ございますでしょうか。

青山委員 記念品を贈呈する相手の方というのは、候補の募集をして、この選定委員会でこの名称を区民投票にかけると決まった名称についてなのですか。

複合施設準備室長 最終的にこの名称と決まった方です。

青山委員 その候補の中1点を選んで投票して、それで決まった場合ということですね。そうすると何人も応募すると皆さんに差し上げるのですか。

複合施設準備室長 平仮名で書かれた方、片仮名で書かれた方、ローマ字で書かれた方それぞれを1点というふうにカウントさせていただこうと思っておりますので、なかなか一つになっていくというものは少ないかと思っております。

地域文化スポーツ部長 もし10人が重なった場合は、10人にそれぞれ差し上げることになるかと思っております。

青山委員 スカイツリーのときは全国公募しましたからね。「東京スカイツリー」を選んだのですけれども、名称登録だの実用新案登録だのあるので、そういうものを削除していくともう「スカイツリーしかないね」という感じだったのです。それでも結構、同じ名称があった記憶がありますね。全国公募で話題を呼んだということもあるでしょうけど。

教育長 3万円掛ける何人になってしまうかもしれない。3万円だけでは予算が足りないかもしれないですね。

青山委員 でも100人いても300万ですから。

委員長 おもしろいですね。私も応募したいと思えます。

複合施設準備室長 ぜひお願いします。

委員長 では、「(仮称)吉村昭記念文学館友の会設立について」です。

複合施設準備室長 骨子でございます。複合施設の一機能であります吉村昭記念文学館の開設に向けて「吉村昭記念文学館友の会」を設立し、全国へ広く加入について呼びかけることについて報告するものでございます。

設立の目的といたしましては、吉村昭を全国の方々に御支援いただくということを目指しております。

友の会の設立手順でございますが、区長を含め6～7名程度の方に発起人を依頼しまして、その発起人の方々に会議を開催しまして、設立趣意書ですとか規約書を決定していきたいと考えております。

周知及び募集の方法でございますが、区報、ホームページ、文学館の『万年筆の旅』という広報誌、文学雑誌等に会員募集の記事を掲載するほかに、下記の個人や団体に案内状を送付したいと考えております。

友の会の制度の概要でございますが、会員期間を開館までの期間と開館後は1年間を期間とした会員の期間と考えております。毎年の更新を考えております。

裏面を御覧ください。年会費でございますが、開館前は一般会員、法人会員費を無料とさせていただきます。開館後は1年間の会費として一般の方が1,000円、法人会員の方が3,000円また賛助会員といたしましてこの会に賛成していただけるような方につきましては一口2,000円ということで応募をさせていただきたいと思っております。こちら寄附に当たる形になります。

特典といたしましては、開館前からは会員証の発行ですとか、広報誌の発送をさせていただこうと考えております。開館後はそれに加えまして有料企画展の入場料割引、講演会の優先募集、館内ショップでのオリジナルグッズの割引等を考えております。

今後の予定でございますが、文教・子育て支援委員会御報告後、10月に発起人会議、11月に友の会の設立を予定しております。

説明は以上でございます。

委員長 ありがとうございます。吉村昭先生の記念館友の会、その文化館に対するいろいろな特典がございます。どなたか質問などありませんか。

教育長 ぜひ教育委員の先生方には友の会に入会していただければと存じます。

青山委員 賛助会員？

教育長 そうなっていたら一番ありがたいですけども、一般会員で結構です。無料です。

複合施設準備室長 11月に発足できればと思っています。

青山委員 ほかにないですね、吉村昭についてはこの種の会って。

地域文化スポーツ部長 「吉村昭研究会」というのを自主的に立ち上げている方々がいます。

委員長 講演会に参加したことがあります。

教育長 その方たちには、ぜひ会員になっていただければと思います。

青山委員 コンテンツは、そろそろ作り始めているのでしょうか。

地域文化スポーツ部長 そうですね。

青山委員 三島由紀夫記念館のビデオはすごくいいです。今まで見たその種の文学者を紹介する記念館のコンテンツの中では、三島由紀夫記念館が一番いいと思いますね。山中湖の旭ヶ丘のバス停のすぐ近くです。

地域文化スポーツ部長 ありがとうございます。

委員長 ではよろしいですか。いいお話を今いただきました。そういう場所を見た方がいいですね。

青山委員 シアトルの公共図書館も見るといいと思います。要するにこの図書館が目指すのと同じで融合されています。ホールが一番下にあって、各階からホールのコンサートが聞けるようになっています。金沢や奈良もホールやロビー重視です。ぜひ担当の部長さんや課長さんは見に行くといいと思います。

地域文化スポーツ部長 ありがとうございます。

委員長 では、次へ移ります。「区議会定例会・9月会議について」の御説明をお願いいたします。

教育部長 今回、9月議会、本日の午前中までございました。8人の質問者がいらっしゃいました。自民党が志村先生、斉藤泰紀先生。公明党が中村先生。日本共産党、相馬先生、斉藤邦子先生。民主党・市民の会が清水先生、日本創新党が小坂英二先生。荒川正論の会が浅川先生でございました。

教育委員会関係は清水先生、小坂英二先生、浅川先生でございます。順に御説明をさせていただきますと、清水先生は教育委員会制度改革、この後、また資料を御提供させていただきたいということになっておりますけれども、教育委員会の改革の趣旨とか今後の予定はどういうものなのかということで、文科省から示された改正のポイントと、今後、新制度施行に向けて2月会議に条例等を提案しますというようなことを御答弁差し上げたものでございます。

次のページでございますが、小坂英二先生でございます。一つは部落解放同盟との関係ということで、総務企画課の補助金の問題とか人権研修の講師のこととかとあわせて、学校の

人権尊重教育推進校の講師が偏っているのではないかというのが1点目でございます。それにつきましては人権尊重校で取り組みを中心にお答えしておりますけれども、人権の諸課題についてはさまざまな講師を招いて子どもたちに講演等を行っているということをメインに、教育委員会としても学校と連携しながら授業の立案・実施を支援していくということで答弁をしております。

次が朝日新聞に対して即時学校で使っていることをやめなさいということと、学校内に昔からあります新聞ニュース、あれが企業の寄贈で学校で掲示しているものですが、これも掲示されているニュースが朝日新聞のニュースなもので、撤去すべきだという御質問でございました。新聞の活用に関しましては学習指領でも位置づけられているということと、教育委員会では、各学校では複数の新聞を購読するようになっているということで、今後もバランスよく使っていくという御答弁をしているところでございます。また、新聞写真ニュースにつきましては、企業からの寄附によって各校で掲示しているものであるという御答弁を申し上げたところでございます。

次、浅川議員でございます。第三日暮里小学校の管理運営ということで4点の御質問、勤務のこと、パワーハラスメントのこと、それに対する処分のこと、また区長の見解ということでございます。一番初めにこういう教職員の任命その他事務にかかわることは、教育長から答えるということをお答えいたしました。

それで、基本としては服務取扱規程に従い、勤務しているということをお答えをまず述べさせていただいております。そして現校長の出勤状況についてはこれまでも指導してきたということ、しかしながら本年度に入って、地域の方から出勤の状況と厳しい指導に関して情報をいただいたということで改めて調査し、出勤状況に関して校長としては定刻までに出勤していたけれども、確実に確認できない日があったことから、指導し是正をし、現在はきちっと出勤させているということをお答えを述べさせていただきました。

また、地域からの情報提供も具体的なケースということではございませんでしたけれども、厳しい指導を行っているということもいただいたので、校長からの聞き取り等を行ったところ、教員に対する指導については、子どもの安全な学習確保等、必要なものはあって校長が行なった指導もそういう観点から行ったものというふうに説明を受けておりますけれども、指導の際の配慮が欠けていたと思慮される部分もあったことから、改めて教育委員会として指導しましたということをお答えを述べさせていただきました。

最後のところでは校長の責務をお答えをいただき、次にやはり周囲の信頼が必要だということをお答えを、そういう観点から個別に浅川議員からは細かい御指摘もございましたので、そういう案件も含めてさらに継続して綿密な調査を行うとともに、PTAから地域の方々の方々の意見

も伺いながら必要に応じて厳正な対応をとっていく考えであるということ、これを結論として述べさせていただきました。

以上が今回の9月会議の御質問でございます。また斉藤泰紀議員から質問ではございませんでしたが、学校図書館の取り組みが非常によくされているということで御評価をいただいたところでございます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

青山委員 学校図書館一般についてですか。

教育部長 そうですね。どんどんいい取り組みをしているということで評価をいただきました。

教育長 それで二十歳ぐらいまでの区民は読書に親しむ習慣ができていますが、この際その取り組みをさらに広げるために、読書宣言とか条例とかつくってもいいのではないかという御提案がありました。

青山委員 読書条例のような条例持っているところは、あるのでしょうか。

図書館長 県では秋田県、それから横浜市があります。

青山委員 そうなのですか。

図書館課長 でも、こういうことを指導するとか、条例になってしまうと難しいところがあると思います。

委員長 それでは次に9月から11月までの教育委員会の関係主要行事について配付されておりますが、それに基づきまして御説明をお願いいたします。

教育総務課長 特にございません。

委員長 それでは予定しておりました事項は以上でございます。事務局より連絡ありますでしょうか。

教育総務課長 御手元に配付資料一覧ということで用意させていただきました。こちらにつきましては9月8日に東京都教育委員会の方で主催しましたいわゆる教育改革に関する資料を取りまとめたものでございます。

資料1から資料7まで8種類ございまして、一つおめくりいただきますと、教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」を設置する、教育長へのチェック機能を教育委員会が強化し、会議の透明化を図っていく。また区長部局の方で「総合教育会議」を設置する区長が教育に関する大綱を策定するといったポイントを文部科学省が取りまとめたパンフレットを1部つけております。

そのページ以降につきましては、関連する通知、法律改正の通知等々を9月8日に勉強会で配られた資料ということで今回用意させていただきました。

私どもといたしましては、こうした資料を参考として教育部長が申しあげましたとおり来年の26年度2月会議において必要な法律改正等々を行いまして、来年4月の施行に向けて準備を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上で終わります。

教育長 私から若干補足をさせていただきます。

来年4月から教育委員長と教育長を一本化した形の組織になるのかということでございますけれども、別添資料3ということで資料が用意されております。経過措置というものがありまして、旧教育長の任期が残されている場合については、教育委員長を置くという形で経過措置がありまして、荒川区、私はあと2年半の任期がございます。

青山委員 この平成27年4月という資料ですか。

教育長 来年度と再来年度は、まだこのままでいくと教育委員長を置くということになります。

青山委員 でもこれは選択できるわけですね。

教育長 ええ。それで、選択をする場合については辞職をすることになります。質疑応答の中でも他の自治体から質問が国に対して出されていましたが、辞職をして新たな制度で4月1日改正ということで新たな制度に基づいた新教育委員会にする自治体と、この経過措置で随時変わっていく自治体と、全国的にどういう状況になっているのかということで質問が出されましたが、まだ国としてはそういった動向をつかんでいないということでした。

実は23区においてもまだ情報が収集しきれてないというところで、これについて事務局、区長部局も含めて、荒川区としての考え方といたしますか、事務局案が整理できましたらまた先生方の御意見も含めてお聞きしたいと思っております。

それとあと2点、総合教育会議の設置と教育大綱の策定が新たに加わります。

青山委員 それはもう自動的に始まるのですか。

教育長 これは首長部局が設置します。ただ総合教育会議については全体的な教育の方針を区長部局といたしますか首長と教育委員さんとの確認をするという会議ですので、持ち方、頻度については特段国の縛りはありません。4月1日にすぐ教育会議を置かなくてはいけないということもありません。

青山委員 極端な話、区長と教育委員会だけでもいいのでしたか？

教育長 そうなのです。基本的には区長と教育委員会だけなのです。

青山委員 じゃあ時々、やっていますよね。

教育長 そうなのです。そういったものなのです。ただそれが公開されて、内容も議事についてもきちんと出すという形になります。

青山委員 議事録も公開ですか。

教育長　そうです。法の中で議事録の作成・公表に努めるよう定められています。教育委員会
はこれからも執行機関であるということで諮問機関ではなくて、教育委員会において決定す
るということになっています。

最後に教育に関する大綱、首長がつくる大綱ですけれども、これも来年の4月早々につく
らなくてはいけないというのではなくて、首長の任期の間に首長自身が自治体の教育をいか
にあるべきか、自分としてはこういう方針であるということを出すというものです。

青山委員　大統領教書みたいなものを出すわけですか。

教育長　そうですね。国も言っていましたけれども、新しい仕組みになって例えば1年かけて
教育の大綱をつくって、それを教育委員会にお示しして総合教育会議で確認をして、といっ
たスケジュールが考えられます。

青山委員　今既に学校教育ビジョンなどがありますよね。

教育長　おっしゃるとおりです。首長がそれでよければそれを大綱として置きかえることも可
能だそうです。

青山委員　変わったのは教育長が教育委員長の職務も行うということですか。

教育長　それだけです。

委員長　東京都教育委員会主催説明会の資料について御説明をいただきました。そのほかござ
いませんか。

では、今問題となっている、デング熱に関する区の対応をお願いいたします。

学務課長　デング熱、盛んに報道されているとおりでございますが、荒川区におきましても
9月8日付け配付資料のとおりでございます。

教育委員会といたしまして、学校を通して保護者宛て、それから児童・生徒宛てという
ことでデング熱に関する情報提供と注意事項について配付してございます。

今のところ荒川区でデング熱が発生したという情報は入っておりませんが、注意喚起と
いうことで配付させていただきました。

それから今、配付した資料は区役所全体の対応でございます。健康部が主となってござ
いますが、ホームページ、区報等の掲載、それから区民等への呼びかけ、防災都市づくり
部では公園に注意喚起の看板を設置する等の対応をしてございます。それから蚊取り線香、
蚊取り器等も設置してございます。全庁で結束して引き続き対応していきたいと考えてお
ります。

説明は以上でございます。

委員長　デング熱について御意見ございますでしょうか。

僕が尊敬しているのは、最初に診断した人、よく見つけたと思います。皮疹でもできて

ひどくなればわかるのでしょうかけれども。

青山委員 今まで見つかって黙っていたのでしょうか。何か熱が出たねで終わっていたかもし
れません。

教育長 台東区の公園でデング熱に感染したのではないかと疑われる事例が発生しました。足
立区では公園を利用したイベントを一部中止するということが出てきているのですけれど
も、今のところ荒川区ではそういうのはないです。ただ一応、各保護者に対しては注意喚
起の文書を流して、公園に出かけるときはなるべく長袖で行くということと、蚊よけのス
プレー等を使用してくださいと呼びかけています。

委員長 やはりデング熱の国、シンガポールは植木鉢などの水溜まり、ああいうのを見つけたら
大変な処罰を受けるそうですね。それくらい厳しくやっているそうです。適切な治療をす
れば怖くはないのでしょうかけれども蚊に刺されないようにするのは難しいですね。

次に「区立幼稚園行事に対する脅迫文への対応について」、これ大変なことです。

指導室長 骨子につきましては、区立幼稚園行事に対する脅迫文への対応について報告するも
のでございます。

内容といたしましては、平成26年9月9日火曜日、今週の火曜日でございます。午前
10時30分頃、区役所宛ての郵便物に脅迫文が届きました。内容は「今週予定されてい
る、区立幼稚園の敬老イベントを中止にしてください」というものでございました。また、
11日木曜日、午前中にも区役所に同様の脅迫文が郵送されました。

対応につきまして、特に2点目でございますが、敬老イベントが予定されている幼稚園
への警察官の配置、パトカーでの巡回を区内3警察署に依頼いたしました。

4点目でございますが、区の安全・安全パトカー、通称青パトと言っておりますが、そ
の巡回などの対策を講じるとともに、区内幼稚園をはじめ、保育園などの児童施設が行事
を実施する際に、区職員による保安要員を配置いたしました。

今週予定されていた区立幼稚園の9園のうち7園がイベントを実施いたしました。す
べて警察、区の行政の職員などしっかりと見守り、無事に終了いたしました。

また来週2園ございますが、その2園も今週中という脅迫文でございますが、継続して
パトロールをして、実施する予定になっております。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

教育総務課長 もう1点よろしいでしょうか。表頭に平成26年度教育委員会の日程という資
料がございます。若干わかりづらいところがございますので工夫してみました。すべての
記述につきまして場所と時間を各欄に記載したというようなところで改善しましたので、御

報告いたします。

委員長 日程の件、御報告ありがとうございました。

では、教育委員会第17回定例会を閉会いたします。

引き続き、協議会へ移らせていただきます。

了